

第20回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年11月22日(月)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)について

議題2 その他

■(仮称)江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)について

会長より、いよいよ最後の段階となった。きょうは、前回の続き、第5章以降を検討する。検討委員会での修正案をどのように確認していくかのスケジュールについては、最後に事務局から提案してもらうとの説明がされた。

◆パブリックコメントについて

〔地域協働課長、パブリックコメントのNoごとに説明〕

- No45に対する市の考え方は、現行どおり。
- No46に対する市の考え方は、パブリックコメントを参考に、「法律上の議決機関」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく議決機関」と修正している。
- No47からNo51に対する市の考え方は、現行どおり。
- 第15条は、「直接選挙により選出された議員によって構成された法律上の」は不要。議会はどのような対応をするかが書かれていない。条例の基本理念を付けた方がいい。議会にしろ、議員にしろ、条例の基本理念を理解しないで、今と同じような議会運営をするなら意味がない。
- 自治の基本理念に則るということは、「議会の役割」でいうと、「市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮」に包括されていると思う。
- 条例の位置づけで、「その趣旨は最大限尊重されなければなりません」と規定されており、加えなくても、この規定でカバーできると思う。
- 第15条第2項で、議会が条例を定めるとき、何を根拠に、何を基準にしてというとき、これを思い出してもらえれば、入れておいた方がいい。
- 議会というのはかなり制限があって、限られた会議だけしか公開されていない。議会自ら、議会改革に取り組む方向が出ていればいいが、まだそこまではっきりしていないし、議会が独自に改革する条例、議会基本条例をつくる方向にも進まない懸念があるので、あえて入れておきたい。
- 直接条文に反映させるやり方、解説に入れるやり方、あるいは、議会上程の際、条例の提案説明の中に、議会基本条例をつくる際にはこの趣旨を活かしてほしいとの発言を加え、議会の会議録に残す方法もあろう。
- 第15条第2項の、別の条例で定めるということについて、市民の参加について何も触れられていない。だから、最終的には、市が議会に提案し、議会と市で議論し

て決まっちゃう。我々の委員会の意思はどこまで反映されるかは疑っている。

- 例えば、「市民自治の原則に則った」なら、市民自治の原則を再確認するだけで、何も新しいことを言ったわけでない。明確にしたのみ。
- 検討委員会で固めたものをパブリックコメントで市民に示した。そのパブリックコメントに参加した市民への回答ということで検討を進めてもらいたい。
- 素案がもうこれで決まったというのではないので、委員会の意見が読み返してみたら、改善の提案が出ただけ。
- 一応市民に対して、全員ではないにしろ説明し終わって、素案はある意味で形付けられていると思う。あとからあとから取り入れてしまったら、收拾が付かない。
- パブリックコメントだけでなく、市民懇談会での意見も反映する責任もある。市民の意見、要望をどう活かすかということでは、改善であるならば、パブリックコメントにないことが加わっても、それはこの委員会の権限、責任として許される範囲だろうと思う。
- まちづくり基本条例特別委員会の方で、議決機関が法律上の機関であることを明記したいとの考え方があった。一つの案であるが、「議会は、直接選挙により選出された議員によって構成された地方自治法の規定に基づく議決機関として、市民自治の原則に則り、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします。」ではどうか。
- 歓迎される案。これがあれば、第2項もカバーできる。
- N o 5 2 から N o 5 4 に対する市の考え方は、現行どおり。
- 第17条についても、市長の責務としては、「市民の意思が反映されるような行政経営をします」というのは、本当にあいまい。
- 市長の責務に、「職員の育成に努めなければなりません」を入れてもらいたい。職員を育成するという首長の意識が強くないと、職員の育成は進まない。
- 第17条の第1項に、「市民の意思が反映されるような行政経営をします」とあり、この「行政経営」の中には、職員の育成も入っている。
- 市長が責任をもってやらなければいけないことを書き始めると、財政問題を始め、いろいろ出てくる。そこだけ抜き出して、条文に入れるのは違和感がある。バランスも欠く。書くのなら、むしろ解説に列挙する。
- 人材育成は、基本条例がなくても、やる気になればできる。
- 行政経営の柱として、解説に“財政の健全化”などを入れたらどうか。
- N o 5 5 に対する市の考え方は、現行どおりだが、市民懇談会で、文中の「理解し」という表現が、いわゆる“上から目線”ではないかとの意見があった。
- ここは「理解し」でなく「踏まえ」ということでも済む。
- 職員が「理解し」は、理解は当たり前であり、表現を変えた方がいい。
- この条例を生きたものにするためには、市職員の責務に、例えば「市の職員の職務の遂行に必要な知識、技能の向上に努める」を入れる。市の職員に自己啓発をさせるような仕組みにしていく。
- 職員に必要な能力の開発という点では、そとから見ている限りでは、なかなか実現

できていない。異動が激しく、専門的な職務が蓄積できない問題もあるので、それを個人の能力開発に求めるのも酷な面があるが。職員は、「職務に必要な能力の開発に努め」、それをもって市民とともにまちづくりをやる。

- 能力の開発は、当然必要なこと。そのことも含めて、市職員の行うべきことを網羅して「意欲をもって」としている。
- 新しく条例を提示される市民からすると、今までと何か違った行政が、市職員が期待できるといい。
- 市職員には、市民を乗せる（やる気にさせる）というか、“よしっ、行くぞ”というところを見せてほしい。
- これからは、市民も場合によっては職員よりも勉強してくる。そうした場合、市民から見た行政側の姿像が、市民を落胆させるようではいけない。
- 知る限りの市職員は、すごく研修をしている。まちづくりについて相談に乗ってもらうのは市職員が一番の窓口。
- 職員の姿勢を明確にするため、条文に「職務の能力の開発に努め」を入れる。
- これは、大変だというよりも、むしろ、市民から、専門家として頼られるようになってくれという期待の表明。
- 業務がアウトソーシングされても、解決する道は開けていないとまずい。ただその場合でも、この問題はどこだということがわかる程度の専門的能力は期待したい。
- 各地で財政の白書づくりを住民が行うような取り組みが進んできている。そういうことも含めて、行政には指導力を期待してもらいたい。
- 市民の側も、行政について勉強して、理解できるようにならなければいけない。
- N o 5 6 に対する市の考え方は、「市民の意思の反映の過程」の「市民」と、「市民の権利」の「市民」が重複しているので、あとの「市民」を削っている。
- N o 5 7 に対する市の考え方は、パブリックコメントの意見を参考にして、「市民参加の機会を提供します」を「市民参加の機会を設けるものとします」に修正している。
- N o 5 8 に対する市の考え方は、パブリックコメントの意見を参考にして、見出しの「まちづくりに関する情報の公開」を「まちづくりに関する情報の提供等」に修正している。
- N o 5 9 に対する市の考え方は、現行どおり。
- 第 2 1 条は、個人情報を保護するために何をするのかという条文であるなら、「侵害されるようにしなければなりません」の方が、項目としては、見出しと同じことを繰り返すことにならない。
- 「保護します」よりは、「侵害されることのないよう、措置を講ずる」とか。
- 強調した言い方、「保護しなければなりません」に修正する。
- N o 6 0 に対する市の考え方は、「第三者」がわかりにくいとの意見を参考にして、「第三者を含めた行政評価を実施」を「市民参加のもとに、行政評価を実施」に修正している。
- N o 6 1 に対する市の考え方は、費用対効果だけでなく、財源の確保が重要ではな

いかとの意見を参考にして、「必要な財源の確保を図るとともに、」を挿入している。

- N o 6 2 に対する市の考え方は、現行どおり。
- シンポジウムや市民懇談会では、法律を待ってからというような話をしたので、意見提出者は、その解説部分を気にしている。
- 「政府の「地域主権」に関する動向」は、まだわからない。
- 最近の住民投票条例は、議会が拒否できないような形で、常設型が増えてきている。これもそういう形にならないか。
- これはむしろ、政府の動向というよりも、今後条例をつくるので、そちらの議論に任せるというスタンス。
- 第 2 4 条第 1 項の「市長は、」では、市民の権限はないのかという印象。
- 第 2 4 条第 1 項は、市長に、条例の提案権があるという、現行の制度を説明した条文になっている。だから、ここは「市長は」という表現になっている。第 3 項が、今後、住民投票に関する条例の制定について規定している。現在の制度は自治法に定められた制度しかないことから、このような条文の構成になった。
- 市長が提案する前段階に“50分の1以上”の市民の声があるが、それもないのではという意見が出された。
- 住民投票を実施する場合の必要署名数、国籍、年齢などの議論が必要であるが、今この基本条例で規定するには、とても時間的な余裕がない。そうなってくると、それは第 3 項で担保しているので、来年度以降、そういう検討をしていくというタイムスケジュールでやればいいのか。
- 市民がどう関わり得るかというところが、皆さん問題にしている。市長だけでなく、市民からの発議もあることから、例えば、第 1 項を「市長は、市民の要望を踏まえて」となれば。このままでは、市民には関わりようがないという読み方になってしまう。
- 例えば、「市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、地方自治法に基づき、住民投票を実施することができます。」ならば、現行の制度と同じになる。
- 最初に、住民投票の性格を書いて、それから手続を書く。民主党が以前提案した案によると、「当該地方公共団体における行政に住民の意思をよりの確に反映させることができるようにし、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする」というのがある。
- 例えば、「市長は、住民の意思を踏まえ」ではどうか。
- パブリックコメントの意見、まず住民を一番にもってきて、それに対して市長が動くという形にならないか。
- 例えば、「市長は、住民の請求に基づき」とか、「請求を踏まえ」とか。それをここに入れたらどうか。
- 「市長は、住民の請求を踏まえ」とする。
- 解説では、「実施内容を議会の議決により定めていく個別型の条例とするかは、」

今後、市民参加も含めた条例検討委員会で検討していくようなことを入れておけばいい。

- 条文の修正にあわせ解説も見直す。また、条文中「市民の意思」も「住民の意思」に修正する。
- N o 6 3 に対する市の考え方は、現行どおりとしている。
- 国や他の自治体との相互連携協力については、法律で何かないだろうか。「目指す」より、もうちょっと強くいってもいいかもしれない。「協力するものとします」とか。
- 他の団体との連携については、相手の了解も必要になるので、あえて「目指します」とした。ごみ処理施設建設候補地の件も連携してやろうしているが、最終的には悩んでいる。そういう例もある。
- 結果が成功するかどうかのレベルのことであって、協力する、取り組むというこちら側の意思の表明であったら、「目指す」ではなく、常にやるというレベルへ。
- 当然のこととして、「目指す」という表現がまどろっこしいという印象。だから、表現だけのこと。
- 広域の行政間で解決すべき課題があったら、その解決を「目指します」という表現になっている。
- 「努めます」に修正する。
- 江南市としての市民を巻き込んだ、災害時における危機管理体制をどうするのか。まず、身内の危機管理体制もできていなかったら、他の行政団体との危機管理体制もできない。今後、危機管理体制をきちっと組織化しなければいけない時期にくる。
- 危機管理については、いざとなったら、やっぱり市民。新潟の地震の場合でも、自分たちでやるしかない。だからそういう点では、大事。
- 江南市のハザードマップは。
- 江南市の場合は、内水被害が主であるので、浸水マップを作っている。災害に備えては、自助、共助、公助、いろんな面で議論がされている。地域防災計画などいろんな体制がある。当然、その中には市民の参加もある。
- 防災についても、隣接する市町村で取り組まれている例が出てきている。
- 前文に「安心・安全で温かい生活環境づくり」が、第3条に「地域を活気のある明るく住みよくするための取り組みや事業」があり、入っていないわけではない。
- 第11条の解説に、「相互協力のもとに、地域課題の解決などに向けて行動すること」とあるので、この部分に危機管理についても入れたらどうか。

◆前回、委員より出された修正提案について

- 前文の最終段落について、案2を採用する。具体的な案文は、「私たち江南市民は、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚し、市民一人ひとりの思いを活かした市民自治によるまちづくりの推進を目指します。また、市は、市民の信託に応えて効果的に市政を運営し、よりよい市政の実現のため、これからも自らの責任を果

たしていきます。そのために必要な基本的な理念とルールを確認し、共有するために、ここに「市民自治によるまちづくり基本条例」を制定します」。

- 「その」を「そうした事業の実現のために」なら何を指しているのかがわかる。
- その辺は、会長に一任したらどうか。細かい部分も。
- 「市民参加」の定義について、案2を採用する。
- 第2章、第5条及び解説を整理している。「市民自治による」が反復していることから削除している。
- 第12条は条文を整理した。「地縁による団体は、住民の自主的な参加のもとに、地域課題の解決を図るなど、まちづくりを推進することにより、自治力の向上に努めます。」に修正する。
- 第14条第3項、「創出」は新しくつくり出すという意味であるが、既にある交流機会も含めて図るため「設ける」に修正したらどうかとの意見があり、「まちづくり組織間の交流機会を設けるなどにより」に修正する。
- 第12条は文章上の整理をもう一度したい。これはちょっと任せてほしい。(会長)
- 細かな修正は会長に一任する。

■2 その他

◆今後のスケジュール

- 事務局より、今後は、条例素案を市の政策会議で検討し、その後パブリックコメントと、それに対する市の考え方を公表していく。広報では、紙面に限りもあるので、一部になるがその概要を、ホームページでは、全体を網羅したものを公表していく。次回は、政策会議での議論を検討委員会にフィードバックして、最終的な市への提言を議題としたいとの説明がされた。

◆次回

- 次回の検討委員会は、12月22日(水)午後1時30分から開催されることとされた。